# 官　報　告

## 財　　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十六年七月十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

### 地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見

平成26年６月５日
地方財政審議会

当審議会は、地域の元気づくりに向けた地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～幸せ・安心・元気を津々浦々に～

当審議会は、目指すべき地域の姿として、「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」（平成25年６月５日）において、二つの柱を示した。一つ目は、住民の満足度を高めて幸せをもたらし、多様なセーフティネットを築いて住民の安心をもたらすことであり、二つ目は、「地域の活性化なくして日本経済の再生なし」との考え方の下、地域経済の活性化を実現し、地域の元気を創造することである。

政府は、平成26年度地方財政計画で、地域経済活性化のための事業費を含む歳出総額を確保するとともに、一般財源総額について平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保した。現在、それぞれの地方自治体が、防災対策や経済活性化など、住民の幸せ・安心の確保や地域の元気の創造に向けて取り組んでいる。

わが国の景気回復の動きを全国津々浦々に及ぼし、人口減少社会にあっても地域社会を持続していくためには、地方自治体による取組を一層推進する必要がある。

近く、政府は、いわゆる骨太の方針において経済再生と財政健全化の両立に向けた方向を示すこととなるが、その中では、地方財政についても取り上げられることが見込まれる。

折しも、平成26年は、地方交付税制度が発足して60周年を迎える節目の年である。地方交付税は、全国どの地方自治体でも標準的な行政サービスを提供できる基盤として重要な役割を担ってきた。今後も、地方財政の要の役割を担うことになろう。

このような状況に鑑み、目指すべき地域の姿を実現するための地方自治体の役割や、地方税財政改革の方向性について、当審議会の意見を示すこととした。

第一　地方税財政の現状

1　目指すべき地域の姿と地方自治体の役割

昨年６月５日の当審議会意見で示したとおり、「目指すべき地域の姿」は、住民の幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造することである。その実現には、地方自治体が重要な役割を担うことになる。

（住民に身近なサービス提供と経済活性化）

わが国では、住民への行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

地方自治体が提供する行政サービスの大部分は、国庫補助事業及び地方単独事業で国が法令等で基準の設定や実施の義務付けをしているものである（資料２）。地方自治体は、これらの国の制度に基づく全国レベルのセーフティネットと地方単独事業による地域の実情に応じたきめ細かなセーフティネットを組み合わせ、住民に提供している。

特に、わが国は人口減少に直面しているが、子育て支援や教育は地方自治体が担っており、地方自治体を抜きにして少子化対策は成り立たない。

同時に、わが国では、地方自治体が、国とともに経済活性化の役割を果たしており、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。

（地方自治体の主体的な取組）

このような地方自治体の役割の下、個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革の推進[1]が求められている。地方分権改革が進展する中、地方自治体は、地域ごとの多様性を踏まえ、自らの発意により、主体的に地域の課題に取り組むことが重要となる。このことを踏まえれば、地方自治体の主体的な取組を可能とする地方財政基盤を構築しなければならない。

2　地方税財政の現状

地方自治体が、住民に幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造できるようにするためには、昨年６月５日の当審議会意見で示したとおり、「目指すべき地方財政の姿」として、持続可能な地方財政基盤を構築すること及び地方の自立性を向上させることが必要である。

（国を上回る地方の歳出削減努力、増え続ける補助事業と据置きの地方単独事業）

地方は、住民に身近な政府として、住民の監視の下、これまで国を上回る歳出抑制努力を行っている。過去10年間の歳出（基礎的財政収支対象経費）の推移を見ると、国の歳出は、社会保障関係経費の増により全体として増加している。これに対し、地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係経費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）の縮減で吸収している。歳出特別枠（平成26年度1.2兆円）を含めてもほぼ横ばいである（資料３）。社会保障関係経費を含む一般行政経費（単独）については、いわゆる一体乖離是正[2]の影響を除けば据え置いている（資料４）。

（依然として厳しい地方財政）

一方、地方の歳出をまかなうべき地方税は、リーマンショックによる景気後退により減少し、未だ回復していない。このため、現在も巨額の財源不足が存在している（資料５）。財源不足については、国の財政状況が厳しく地方交付税の法定率の引上げができない中で、毎年度の地方財政対策を通じ、別枠加算（平成26年度0.61兆円）を含む地方交付税の増額や臨時財政対策債の発行等により補填しているのが実情である。

さらに、借入金残高については、ほぼ横ばいで推移しているが、その内訳を見ると、投資的経費の縮減により建設地方債の残高が減少する一方、財源不足に対応するための臨時財政対策債の残高が増加している（資料６）。

巨額の財源不足が続き、臨時財政対策債残高が増加していることから、地方財政は、依然として厳しい状況にある。

第二　地方税財政改革の方向

1　地方の役割を踏まえた地方財源の確保

⑴　地域経済の活性化による地方税の充実

地域の元気なくして国の元気はない。地域経済の活性化は、雇用創出を通じ、地域の元気と住民の幸せ・安心をもたらす。同時に、税源涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上に貢献する。

（地域の元気創造プラン）

総務省が策定した「地域の元気創造プラン[3]」は、産・学・金・官の連携により、数多くの地域密着型企業の立ち上げや、電力改革を踏まえた分散型エネルギーインフラの整備を目指している。地域経済の成長をもたらす施策として力強く推進すべきである。